

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	身体障害者手帳交付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、身体障害者手帳交付等に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務において用いるシステムの利用に当たっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・当該システムの保守業務を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において個人情報取扱特記事項に従い、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

評価実施機関名

鹿児島県知事

公表日

令和6年8月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳交付等に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 身体障害者福祉法に基づき、同法で定める身体上の障害がある者に対して身体障害者手帳を交付し、身体障害者手帳交付台帳を作成する等の交付に関連する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳交付申請書の受理、審査及び申請に対する応答・身体障害者手帳の返還届の受理・身体障害者手帳交付台帳の整備・氏名の変更及び居住地を移した場合の届出の受理、審査、届出に対する応答・身体障害者手帳の再交付・障害の状態に変化が予想される場合の診査を受けるべき旨の通知
③システムの名称	身体障害者手帳交付事務電算システム、中間サーバ、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表 20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 表14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所)
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先

ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所)
郵便番号 890-0021
住所 鹿児島市小野一丁目一番一号1F
電話 099-229-2324

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所) 郵便番号 890-0021 住所 鹿児島市小野一丁目一番一号1F 電話 099-229-2324

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第18条 ・主務省令で定める情報 第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第28条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6条イ、第42条第1号、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ ※番号法別表第二第116の項に係る主務省令は未制定です。	○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第28条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6条イ、第42条第1号、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ ※番号法別表第二第116の項に係る主務省令は未制定です。	事後	定期見直しによる修正 (軽微な修正)
平成28年5月31日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	鹿児島県ハートピアかごしま	鹿児島県ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所)	事後	定期見直しによる修正 (軽微な修正)
平成28年5月31日	②所属長	鹿児島県ハートピアかごしま所長	鹿児島県ハートピアかごしま所長 前村 洋行	事後	定期見直しによる修正 (軽微な修正)
平成28年5月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	鹿児島県ハートピアかごしま相談課	所属名 鹿児島県ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所) 住所 郵便番号890-0021 鹿児島市小野一丁目一番一号1F 電話099-229-2324	事後	定期見直しによる修正 (軽微な修正)
平成28年5月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	099-229-2324	所属名 鹿児島県ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所) 住所 郵便番号890-0021 鹿児島市小野一丁目一番一号1F 電話099-229-2324	事後	定期見直しによる修正 (軽微な修正)
平成28年5月31日	しきい値判断項目・時点係数	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	定期見直しによる修正 (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	しきい値判断項目・時点係数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直しによる修正 (軽微な修正)
平成30年5月31日	しきい値判断項目・時点係数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直しによる修正 (軽微な修正)
平成30年5月31日	②所属長の役職名	鹿児島県ハートピアかごしま所長 前村 洋行	所長	事後	定期見直しによる修正 (軽微な修正)
令和1年6月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第28条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ ※番号法別表第二第116の項に係る主務省令は未制定です。	○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 第9条第1号ロ、同条第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ヘ、同条第2号ホ、同条第4条ト、同条第6号ホ、同条第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、同条第2号、第53条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から第5号まで	事後	定期見直しによる修正 (軽微な修正)
令和1年6月24日	VI リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	定期見直しによる修正 (軽微な修正)
令和1年6月24日	しきい値判断項目・時点係数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しによる修正 (軽微な修正)
令和2年5月25日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	鹿児島県ハートピアかごしま	ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所)	事後	再実施による修正(軽微な修正)
令和2年5月25日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	所属名 鹿児島県ハートピアかごしま相談課(身体障害者更生相談所)	ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所)	事後	再実施による修正(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月25日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	所属名 鹿児島県ハートピアかごしま相談課(身体障害者更生相談所)	ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所)	事後	再実施による修正(軽微な修正)
令和2年5月25日	しきい値判断項目・時点計数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施による修正(軽微な修正)
令和3年5月28日	しきい値判断項目・時点計数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	再実施による修正(軽微な修正)
令和3年7月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 10の項, 14の項, 16の項, 16の2の項, 20の項, 27の項, 28の項, 31の項, 54の項, 55の項, 56の2の項, 57の項, 79の項, 85の2の項, 106の項, 108の項, 116の項	○番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 10の項, 14の項, 16の項, 16の2の項, 20の項, 27の項, 28の項, 31の項, 54の項, 55の項, 56の2の項, 57の項, 79の項, 85の2の項, 106の項, 108の項, 116の項	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正に伴う変更
令和4年6月2日	しきい値判断項目・時点計数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しによる修正(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第8号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 10の項, 14の項, 16の項, 16の2の項, 20の項, 27の項, 28の項, 31の項, 54の項, 55の項, 56の2の項, 57の項, 79の項, 85の2の項, 106の項, 108の項, 116の項 <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 第9条第1号ロ, 同条第4号ロ, 第11条第1号ロ, 第12条第1号ヘ, 同条第2号ホ, 同条第4条ト, 同条第6号ホ, 同条第8号ト, 第12条の2第1号, 第14条第1号イ, 同条第2号イ, 第20条第2号イ, 第21条第1号イ, 同条第2号イ, 同条第3号, 第22条第1号イ, 同条第2号から第11号まで, 第28条第1号イ, 同条第2号から第10号まで, 第29条第1号, 第30条第4号, 第31条第1号ハ, 同条第2号ハ, 同条第4号イ, 同条第5号ハ, 同条第6号イ, 第42条第1号, 第43条の4第1号イ, 同条第2号, 第53条第1号ロ, 同条第2号ロ, 同条第3号イ, 第55条第1号ト, 同条第5号イ, 同条第6号二, 同条第11号ハ, 第59条の2第1号ト, 同条第2号から第5号まで 	<p>○番号法第19条第8号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 10の項, 14の項, 16の項, 16の2の項, 20の項, 27の項, 28の項, 31の項, 53の項, 54の項, 55の項, 56の2の項, 57の項, 79の項, 85の2の項, 106の項, 108の項, 116の項 <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 第9条第1号ハ, 同条第4号ハ, 第11条第1号ロ, 第12条第1号ト, 同条第2号ヘ, 同条第4条ト, 同条第6号ヘ, 同条第8号ト, 第12条の2第1号, 第14条第1号イ, 同条第2号イ, 第20条第3号イ, 第21条第2号イ, 同条第5号イ, 同条9号, 第22条第1号イ, 同条第2号から第11号まで, 第28条第1号イ, 同条第2号から第10号まで, 第29条第1号, 第30条第3号二, 第31条第1号ハ, 同条第2号ハ, 同条第4号イ, 同条第5号ハ, 同条第6号ハ, 第42条第1号, 第43条の4第1号イ, 同条第2号, 第53条第1号ハ, 同条第2号ロ, 同条第3号イ, 第55条第1号ト, 同条第5号イ, 同条第6号二, 同条第11号ハ, 第59条の2の2第1号ト, 同条第2号から第5号まで, 同条第7条ト 	事後	定期見直しによる修正 (軽微な修正)
令和5年6月14日	しきい値判断項目・時点計数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	定期見直しによる修正 (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 11の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第11条	○番号法第9条第1項 別表 20の項	事後	令和6年5月24日に公布され た番号法施行令の一部を改 正する政令の公布に伴う変更
令和6年8月27日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 10の項, 14の項, 16の項, 16の2の項, 20の 項, 27の項, 28の項, 31の項, 53の項, 54の 項, 55の項, 56の2の項, 57の項, 79の項, 85の 2の項, 106の項, 108の項, 116の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 第9条第1号ハ, 同条第4号ハ, 第11条第1号 ロ, 第12条第1号ト, 同条第2号ヘ, 同条第4条 ト, 同条第6号ヘ, 同条第8号ト, 第12条の2第1 号, 第14条第1号イ, 同条第2号イ, 第20条第3 号イ, 第21条第2号イ, 同条第5号イ, 同条9号, 第22条第1号イ, 同条第2号から第11号まで, 第29 条第1号イ, 同条第2号から第10号まで, 第29 条第1号, 第30条第3号二, 第31条第1号ハ, 同 条第2号ハ, 同条第4号イ, 同条第5号ハ, 同条 第6号ハ, 第42条第1号, 第43条の4第1号イ, 同 条第2号, 第53条第1号ハ, 同条第2号ロ, 同条 第3号イ, 第55条第1号ト, 同条第5号イ, 同条第 6号二, 同条第11号ハ, 第59条の2の2第1号ト, 同条第2号から第5号まで, 同条第7条ト	○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令 第2条 ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 表14の項, 18の項, 20の項, 25の項, 37の 項, 42の項, 48の項, 49の項, 53の項, 75の 項, 76の項, 77の項, 80の項, 81の項, 91の 項, 92の項, 108の項, 113の項, 124の項, 125 の項, 141の項, 144の項, 155の項, 161の項, 163の項	事後	令和6年5月24日に公布され た番号法施行令の一部を改 正する政令の公布に伴う変更
令和6年8月27日	しきい値判断項目・時点計数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直しによる修正 (軽微な修正)